

議 長 日程第4「議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。駐車場利用者の利便性と利用を促し、使用料の増収を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしましては、駐車場利用者の利便性と利用を促し、使用料の増収を図るため、条文の整備を図るものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりください。3枚目の参考資料1でございます。右が現行で左が改正案でございます。左側、改正案のほうを御覧ください。第6条の使用料に関する規定でございます。表の中段でございます。現行の1時間未満を30分未満とし、24時間以内800円を、その下ですね、24時間以内800円を600円とするものでございます。また、表の下、備考でございます。備考につきましても同様に、1時間を30分にし、800円を限度とするものを600円とするものでございます。

1枚、すみません、お戻りいただきますでしょうか。議案本文の2ページでございます。施行期日でございます。施行期日は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の2は、先般2月14日の全員協議会で御説明させていただいた資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、2点ほどお伺いします。この駐車場利用料金改定ということでありましても、近隣の民間の駐車場とか、そういうところとの比較検討でされたのか。どういうふうにされたのかというのを伺いをいたします。

それから、当然料金が若干安くなるということですが、収入のほうがね、多分少なくなるんじゃないかと思うんですけど、どのくらいの何ですか、減額という…マイナスというのを見込んでいるのでしょうか。ただ、極端に収入が減るということではなくてね、安くする分、利用台数をね、上げてね、やっぱりそれに今までの収入に近づけるというような努力もね、しなきゃいけないと思うんですけども、その考え方を伺いいたします。

総 務 課 長 まず、その比較検討ということでございます。近隣の民間駐車場、町営の臨時駐車場の近くに民間の駐車場さんもございます。今、私のほうで議案のほう、参考資料の2、御覧いただければと思いますが、2番の現状というところでございます。A駐車場であったり、B駐車場というところでございますが、今現在、一番左が町営駐車場、1時間100円でございます。すぐA駐車場というのが町営臨時駐車場の近くにある駐車場で、こちらは1時間400円。さらにそのすぐ隣の、やはりそのすぐ隣にある駐車場なんですけど、こちらのほうが30分200円ということで、町営駐車場が30分200円にしたとしても、A駐車場やB駐車場…（私語あり）あ、ごめんなさい。30分100円にしたとしても、1時間で町営駐車場が例えば200円になりますが、例えばA駐車場は400円、B駐車場も400円ということで、それらに比べても安く設定はさせていただいているところでございます。

それとあと収入についてなんですけど、正直、上限規定をここで変えさせていただく予定でございます。要は8時間を800円…ごめんなさい、8時間800円だったのを、今度6時間で600円という形になりますので、上限規定を変える関係上、全体の収支として今、うちのほうでシミュレーションしている中では、多少、逆にプラスに転じるのではないかと予想をしております。金額については、あくまでもシミュレーションの中ですので、そのとおりにいくかどうか、ちょっとあれなんですけど、シミュレーションとしては100万円前後の増収を見

込んでおります。以上でございます。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

3番 内 田 1点お伺いします。この新旧対照表で、現行だと20分までは無料なわけですね。1時間未満のとき、1時間につき100円が、今度は改正案では20分は同じですね。0円。次がこれ、30分なんです。たった10分の時間の差しかないのに、それを超えたら同じ100円ということなんですけど、この違いはどういうふうに算定されたのか。ここ、まだ1時間だったらね、話は分かるんですよ。その下の24時間が800円が600円になるというんだったら、これは値下げは納得できるんですけど、これ、かえってね、値下げって、100円、同じ100円なんですけど、これを見て値下げと思うのかどうかね。その辺についてお伺いします。

総務課長 まず、今、内田議員がおっしゃられた20分までは無料は変わらないです。それから30分というのは、20分まで無料で、要は50分になったら100円という形になります。そういうふうな算出方法でやらさせていただいております。ですから、30分刻みにしたというのは、あくまでも使い勝手をよくしたということで、全体でやらさせていただいております。以上です。

3番 内 田 はい、結構です。

議 長 ほかに。

6番 井 上 この議案第2号提案理由で、使用料の増収を図るためということで、先ほどは担当課長の説明の中ではシミュレーションでやったと。それがですね、多分、通常民間企業でやる場合もね、例えば前年度、前々年度で何分とか何時間で一番利用時間が多いのが何件でとかという、そういうデータがあると思うんですよ。それから、先ほどシミュレーションをしたということで、シミュレーションで100万円ということ。であればね、それを示していただかないと、本当にこの一部改正の条例、1時間を30分にし、800円を600円にするところの根拠が、そういう条例の一部改正が増収したという資料が何もないということで、そのシミュレーションをしたのであれば、その表をですね、提出というか、ここで説明をしてもらうことはできるでしょうか。

総務課長 今、議員の御質問があられましたが、まず初めに何時間で何台とかというような、今の駐車場料金のうちの今現在の、すみません、システムの中では、時間ごとの配分というのが出てこないような形のシステムなんです。今、私がシミュレーションというお言葉をさせていただいたのは、要は年間の駐車場台数と、それから年間の1日当たりの台数から、ごめんなさい、1時間当たりの台数を算出して、それで年間の台数にシミュレーションをしたような形でございます。ですと、大体その一般的には、一番利用幅が多いのが、大体3時間。3時間ぐらいの年間の台数から時間で換算すると、大体3時間の利用が一番多いということで、その中で600円という形の中で年間台数で求めさせていただいて、増収の金額…ごめんなさい、今、私、100万と言いましたが120万でした、ごめんなさい。120万のシミュレーションが出ています。すみません。訂正させていただきます。

6番井上 それはですね、シミュレーションとは言わないんじゃないですか。単に平均値に単価を掛けただけの計算式なので、何でここで増収につながるかをですね、明確に説明していただかないと、条例の一部改正であっても、やはり町の収入の一端を担う条例の改正になるわけですよ。なので、そこがちゃんとした説明がなく、120万円は平均値、台数と利用時間か利用金額か分かりませんが、それらを出した平均値でやりましたという説明だけだと、根拠がね、見えないわけですよ。私は別に駐車場を経営しているわけじゃないので、ああいう機械のですね、データのアウトプットがどういうふうなものが出るかは知りませんが、やはりちょっと、町の一般会計の歳入につながる部分です。もう少し明確に示していただきたいと思います。例えばね、マイナス…赤字、これが減っちゃったらね、この料金をやることによって減っちゃった場合は、じゃあどういうふうにするのかね。増えるかもしれませんけれども。ただそこがね、明確に説明できてないですよ。再度お願いします。

総務課長 すみません。その算出の方法が曖昧だというお話なんですけど、すみません、あくまでもですね、今の手前どものほうの駐車場システムの中では、どうしてもシステム上、何時間、例えば1時間の駐車が多いとか2時間の駐車が多いと

か3時間の駐車場が多いと、どうしてもそれデータ上そういうのが把握をしているようなシステムではないので、正直、今、議員がおっしゃられたような形、じゃあそれはデータとは言えないんじゃないかというふうにおっしゃられるかもしれないですが、今、私どもができる一番の方法としましては、やはり先ほど私が申したように、1日当たりの駐車台数、駐車台数からですね、その利用の時間、1時間当たりの台数を算出して、その方法でやるしか、申し訳ないんですが、台数を把握をする方法しかないわけでございます。その方法にのっとって算出をさせているような状況でございますので、システムの例えれば時間配分がちゃんととれるようなシステムであれば、議員がおっしゃられるようなこともできると思うんですが、申し訳ございませんが、今のうちのほうのシステムができないという形であれば、そういう方法でしか算出することができないような状況でございます。以上です。

6 番 井 上 システムがそういうふうになってるというのはですね、十分理解しているんですよ。ただ、ここでも提案理由の中にね、増収を図るためと。じゃあこのね、一部改正の単価設定でやると増収が図れるじゃあ根拠をですね、示してくださいというところになるんですね。例えばこれを、この条例の一部改正するんであればね、ちょうど今、桜まつりのシーズンでもありますけれども、そうじゃないときとか、1日とかね、そういうサンプルをとって、そこでアルバイトなりで、じゃあこのね、何番の車は何時に入って何時に出たとか、そういうデータを1日とるとかね、そういうこともやって、じゃあそれを年間平均にシミュレーションをしますというふうなやり方は幾らでも考えられると思うんですよ。そういう根拠がないのに、増収ですと言い切っちゃってあるのでね、そこところは、もし歳入が減るようなことになるかもしれないじゃないですか。そうすると、なかなかその説明根拠としては、そういう単純に平均値だけでいいのかなというところなんですけれども、いかがでしょうか。

町 長 何かこういうふうになってるんで。ただ、今おっしゃられるように、まず増収といったところのキーポイントだけの話をちょっとします。細かい話はまたあるにしてもですね。実質的には、一番参考資料2のところを見ていただける

と、これ、全協資料ですね、なんですけども。まず時間当たりの分に関しては、もう先ほどの質問あったように、基本的にこれは増額してる形ですね。要は1時間当たり100円というのを今やってるやつを、30分100円にしたということは、1時間当たり200円ということにしてるので、基本的には、これが増収になる予定だということで、ただ、それに台数掛けて幾らという話になります。

そこで、じゃあ1時間当たり、じゃあ200円になっちゃって、じゃあそこにとめないのかという話になってくると、ほかの周りと比べればですね、今まで極端に安かったというところもありますけども、この件に関しては少しほかと見比べてもらおうと、ああ、じゃあちょっと、ここにとめようかと。なおかつ、1時間という、長くとめる人に対してはいいかも分かりませんが、ちょっととめたいという人に対しては、30分で刻めるような形に今回させてもらっているので、意外と使い勝手がいいのかなという部分と、あとはですね、今度24時間が今まで600円となると、長期でとめる人は、やっぱり600円のとくとめたいのが心情だと思うんです。これが今度、一応ほかのところと一緒に600円というふうにすることによって、ああ、じゃあちょっと近いから、じゃあ近いので、手前にありますしという部分について、少しは心理状態的に24時間とめる方が増えるのじゃなからうかということで増収をちょっと期待してるというような提案になっているということで御承知いただければと思います。以上です。

6 番 井 上 結構です。

議 長 ほかには。

4 番 平 野 2つちょっとお聞きしたいんですが。1つは、この24時間以内600円が800円になるところなんですけど、24時間以降というのはどうなるのかというのを1つ教えてください。

それからもう一つなんですけど、20分以内は無料だということで、これは変わらないということなんですけども、役場に駐車場がちょっと不足気味というところがあって、用事がある人、役場に用事がある人がとめられないと、あそこにとめることがたびたびあるんですが、やっぱり20分だとして行って帰って用事が済まないというのがあります。何かそういうときには、例えば何かこれを持

って行くとカシャってというのが通れるよとか、何かそういうことはあるんでしょうか。その2つお願いします。（「助成券みたいな。」の声あり）あ、助成券。

総務課長 今、議員の御質問にお答えします。24時間までは600円で、25時間になると、またそれでプラス100円が加算されるような形になります。それからまた6時間までは、それからまたずっと600円になります。

それからあと2つ目の質問でございます。例えば今、そういうような御事情で役場のほうに来て、使っちゃっているんですけどという話であれば、もちろんそういうの、そういう形ではうちのほうで助成券を発行しておりますので、総務課のほうに来ていただければと。事情をお話ししていただければお渡ししておりますので、よろしく願いいたします。

4番平野 分かりました。助成券のこともあるということなので、恐らく遠い方ですね。しっかりとアピールしていただいて、安心して役場で用事を済ませられるように、よろしく願いいたします。

議長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、この辺で質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございますか。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。